

公開請求の内容及び処理状況

| 請求日 | 決定日 | 公文書の件名 | 決定内容 | 非公開事由 (7条該当号) | 担当局 | 担当 |
|-----------|-----------|---|------|------------------|-----|---------------|
| 令和6年6月6日 | 令和6年6月19日 | 大阪市公正職務審査委員会の審議結果について（第249回第2部会（資料3・4）） | 部分公開 | 1 4 5 7 号 | 総務局 | 監察課 |
| 令和6年6月12日 | 令和6年6月25日 | 損害賠償請求事件に係る委任契約書及び委任状（令和5年8月16日付け） | 部分公開 | 2 号 | 総務局 | 行政課(法務グループ) |
| 令和6年6月14日 | 令和6年7月23日 | 主旨と違う公文書ばかり公開しようとする 大阪市情報公開制度なのかわかる文書（うとん屋〇〇〇〇） | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月14日 | 令和6年7月23日 | みやくみやくのマンホールに〇〇〇〇〇〇〇を強調する狙いは何なのかわかる文書 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月14日 | 令和6年7月23日 | 2005年1月12日大阪市役所労働組合に「市民の肩もてばずっとヒラ」でしたが、今は、法定を主張する市民の肩もてば、ずっとヒラ」の昇任昇格差別がまかり通っている理由がわかるもの | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月14日 | 令和6年7月23日 | 別紙③ 市町村国保被保険者の適用の適正化 を行ってきた数値（社会保険年金事務所）へ連絡した数（年度ごと） | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月14日 | 令和6年7月23日 | 昔の暴力団と仲が良かった時代のパソコンも普及していない時代の方が、国民健康保険法第6条の除外が行われているが事務機器が発達した近年の方が、除外もれが多い理由 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月14日 | 令和6年7月23日 | 不正受給対策、するより、違法行政、脱法行政が深刻な大阪市なのに意味のない元警察官を雇う理由 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月17日 | 令和6年7月23日 | 現在大阪市職員には、〇〇〇の関係者は何人いるのかわかる文書（共生者をなぜ排除しないのか） | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月17日 | 令和6年7月23日 | 大阪市の教職員 別れた妻に乱暴や金を無心出来るから、子供の学力が学校で上がらない原因である事がわかるもの | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |

| 請求日 | 決定日 | 公文書の件名 | 決定内容 | 非公開事由 (7条該当号) | 担当局 | 担当 |
|-----------|-----------|---|------|------------------|-----|---------------|
| 令和6年6月17日 | 令和6年7月23日 | 福祉局職員達、公務に必要な法令等を一切覚えなくて、死亡した人から金を盗る事は覚える事が出来るのかわかる文書 | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月17日 | 令和6年7月23日 | 市職員と市健康保険組合の健康保険料の負担割合は、今も1:1.56なのかわかるもの | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月17日 | 令和6年7月23日 | 関淳一も不詳時の当事者である為に職員への対応が優しかった為に今も類似の不詳時が現在も発生している事がわかるもの | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月17日 | 令和6年7月23日 | 課長以上は、専門的技術的な業務を担当する職と定められているのに福祉局や市民局の管理職等には専門的知識すらないのか | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月18日 | 令和6年7月23日 | (自称〇〇〇〇〇を語る職員で組織する)教育委員会は、塾代助成金等で学力を上げる事を良しとして、学校の授業で学力を上げようとしなのかわかる文書 | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月18日 | 令和6年7月23日 | (自称〇〇〇〇〇を語る職員で組織する)教育委員会が、市民、保護者等へ学校教育法第35条を周知しない理由 | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月18日 | 令和6年7月23日 | (自称〇〇〇〇〇を語る職員で組織する)教育委員会が学校教育法第35条を取り扱いする為の要領、取り扱い要領 | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月18日 | 令和6年7月23日 | (自称〇〇〇〇を語る職員で組織する)教育委員会が学校教育委員会が学校教育法第35条で処分を与えた人数がわかるもの(令和2年~令和4年度分) | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月18日 | 令和6年7月23日 | (自称〇〇〇〇〇を語る職員で組織する)互組組会が自浄もできないで隠ぺい体質で、公金を投入して優遇措置を受けているのに公僕を名乗る事が出来た理由 | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月20日 | 令和6年7月25日 | 24区役所の人権相談の窓口では、差別事象報告書やメモ、筆記用具すら用意しない体制で相談に挑むのかわかる文書 24区 | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |

| 請求日 | 決定日 | 公文書の件名 | 決定内容 | 非公開事由 (7条該当号) | 担当局 | 担当 |
|-----------|-----------|---|------|------------------|-----|---------------|
| 令和6年6月20日 | 令和6年7月25日 | 大阪市の人権相談では、被差別部落、民族、障害者差別しか扱わないで、日本人労働者（非正規）問題については、記録すらしない理由がわかるもの 24区 | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月20日 | 令和6年7月25日 | 大阪市職員で、人権相談している人達がマニュアル通りの対応が出来ないのは、人格が破綻しているのか知能が破綻しているのか何が原因なのかわかるもの 24区及びダイバーシティ | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月21日 | 令和6年7月25日 | 大阪市の市民の声担当者は、他の業務に対しての担当ではないので市民の声の主旨は理解しないと言ってくるのかガイドラインを守らない公務するように指示している根拠 | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月25日 | 令和6年7月25日 | 大阪市いじめ対策基本方針で、重篤を作り出す為に子供が、自殺行為を行った数がわかるもの | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月25日 | 令和6年7月25日 | 大阪市いじめ対策基本方針では、いじめる側を保護又は寄りの対応なのかわかるもの | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月25日 | 令和6年7月25日 | 大阪市いじめ対策基本方針で重篤でないといけない理由がわかるもの | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月25日 | 令和6年7月25日 | 大阪市いじめ対策基本方針では学校教育法35条、49条にはない重篤を入れて対応が遅くなるようにしているのか | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月25日 | 令和6年7月25日 | すべての広聴において、担当でない業務の事を市民の声で市民が提出しても、主旨を理解しないとして公務を行う理由 | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月25日 | 令和6年7月25日 | 大阪市の国保に関わる職員達は、過去の国からの通知や通達を理解して事務処理基準としない理由 | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |
| 令和6年6月25日 | 令和6年7月25日 | 健康保険の適用事業とは、従業員100人以上の事業所と国保の職員が言ってきたが、何の法律なのか？どこの国の法律なのかわかるもの | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開グループ) |

| 請求日 | 決定日 | 公文書の件名 | 決定内容 | 非公開事由 (7条該当号) | 担当局 | 担当 |
|---------------|---------------|--|------|------------------|-----|-------------------|
| 令和6年6月 25日 | 令和6年7月 25日 | 大阪市長、24区長、国保職員達が、主張する国保法第6条-1は市町村事務ではないとする根拠がわかるもの（得意のハンドブックでも可） | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年6月 25日 | 令和6年7月 25日 | 大阪市職員が髪を緑（青）に染めた上で公務を行わなければならない理由 | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年6月 25日 | 令和6年7月 25日 | 大阪市職員達が、国からの通知、通達等も勉強もしない事務処理に反映させないで間違えた事務処理を決裁、行政処分までして間違えているのに、相手に金を払えと請求している理由 | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |